

6 課徴金制度の内容

景品表示法への課徴金制度は、平成 26 年 11 月改正法により、不当な表示による顧客の誘引を防止することを目的に導入され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

この課徴金制度に関しては、**課徴金納付命令の基本的要件に関する考え方**（課徴金ガイドライン）が公表（平成 28 年 1 月）されています。

1 概要

課徴金納付命令（第 8 条）	・ 対象行為	優良誤認表示行為，有利誤認表示行為を対象 不実証広告規制に係る表示について，一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には，当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課。
	・ 課徴金額の算定	対象商品・役務の売上額の 3 %
	・ 対象期間	3 年間を上限
	・ 主観的要素	違反事業者が 相当の注意を怠った者でない と認められるときは，課徴金を賦課しない（第 8 条第 1 項ただし書）。次頁「2」参照
	・ 規模基準	課徴金額が 150 万円未満（対象商品・役務の売上額が 5000 万円未満）となる場合は，課徴金を賦課しない。
・ 課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額（第 9 条）	課徴金対象行為に該当する事実を自主報告した事業者に対し，課徴金額の 2 分の 1 を減額	
・ 除斥期間（第 12 条第 7 項）	違反行為をやめた日から 5 年を経過したときは，課徴金を賦課しない。	
・ 賦課手続（第 13 条）	違反事業者に対する手続保障として，弁明の機会を付与	
・ 返金措置の実施による課徴金額の減額（第 10 条・第 11 条）	事業者が所定の手続に沿って「返金措置」を実施した場合は，課徴金を命じない又は減額 ※「返金措置」 対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があった場合に，当該申出をした一般消費者の購入額に 3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置	

2 「相当の注意を怠った者でない」と認められるか否か（課徴金ガイドライン第5）

I 「相当の注意を怠った者でない」と認められる

- 課徴金対象行為をした事業者が、「課徴金対象行為をした期間を通じて」、自らが行った表示が優良誤認表示（第8条第1項第1号）又は有利誤認表示（同第2号）に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でない」と認められる」場合には課徴金納付命令の対象となりません。

「相当の注意を怠った者でない」と認められるか否かは、「当該事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否かにより、個別事案ごとに判断される」こととなります。

※ここでいう正常な商慣習とは、「一般消費者の利益の保護の見地からは認められるもの」をいいます。

- 当該判断に当たって勘案する事情
 - ・当該事業者の①業態や②規模
 - ・③課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容
 - ・④課徴金対象行為に係る表示内容
 - ・⑤課徴金対象行為の態様 等
- 事業者が、必要かつ適切な範囲で、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」に沿うような具体的な措置を講じていた場合には、「相当の注意を怠った者でない」と認められると考えられます。

II 「課徴金対象行為をした期間を通じて」

課徴金対象行為をした事業者が、当該課徴金対象行為を始めた日から当該課徴金対象行為に係る表示が優良誤認表示又は有利誤認表示に該当することを知るまでの期間を通じて当該事実を知らないことにつき相当の注意を怠った者でない場合であって、当該事実を知った後に速やかに課徴金対象行為をやめたときは、「課徴金対象行為をした期間を通じて」相当の注意を怠った者でない「認められる」と考えられます。

3 「相当の注意を怠った者でない」とは認められない」として課徴金納付命令の対象となった例

これまでに命じられた課徴金納付命令によれば、同命令の要件である第8条第1項ただし書に該当しない理由については、例えば次のような事実が課徴金納付命令で認定されています。

- ・データの改ざん行為及びその防止等を図るための管理監督を十分に行っていないこと。
- ・特定保健用食品としての許可の要件である関与成分の特定ができないことが判明した後も不当表示を行っていたこと。
- ・痩身効果を示す表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認していないこと。
- ・不当表示の防止を図るための管理監督を十分に行っていないこと。
- ・表示を適正に管理するために必要な体制の整備を行っていないこと。
- ・二重価格表示において比較対照価格で販売された実績を確認していないこと。